

(2) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、鳥取県統計調査条例及び鳥取県手数料徴収条例の一部を改正することについて、次のとおり専決処分をする。

令和元年5月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県統計調査条例及び鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例

（鳥取県統計調査条例の一部改正）

第1条 鳥取県統計調査条例（昭和25年鳥取県条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(手数料)	(手数料)

第12条 前条の規定により統計の作成等を知事等に委託する者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を手数料として県に納めなければならない。

(1) 統計の作成等のうち統計表の作成のみを知事等に委託する場合であって、委託を受けた知事等が当該統計表の作成を調査実施機関の職員に行わせるとき 次に掲げる額の合計額

ア 略

イ 統計成果物（委託により作成した統計表をいう。以下この号において同じ。）の提供に関する次に掲げる方法の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 光ディスク（日本産業規格 X 0606及びX 6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付 1枚につき30円

(イ) 光ディスク（日本産業規格 X 6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付 1枚につき50円

ウ 略

(2) 略

第12条 前条の規定により統計の作成等を知事等に委託する者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を手数料として県に納めなければならない。

(1) 統計の作成等のうち統計表の作成のみを知事等に委託する場合であって、委託を受けた知事等が当該統計表の作成を調査実施機関の職員に行わせるとき 次に掲げる額の合計額

ア 略

イ 統計成果物（委託により作成した統計表をいう。以下この号において同じ。）の提供に関する次に掲げる方法の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 光ディスク（日本工業規格 X 0606及びX 6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付 1枚につき30円

(イ) 光ディスク（日本工業規格 X 6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付 1枚につき50円

ウ 略

(2) 略

(鳥取県手数料徴収条例の一部改正)

第2条 鳥取県手数料徴収条例(平成12年鳥取県条例第37号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(326) 略</p> <p>(327) 政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条の16第15項の規定に基づく少額領収書等の写しに係る写しの交付 次に掲げる写しの交付の方法の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア 少額領収書等の写しを複写機により<u>日本産業規格A列4番</u>の大きさの用紙に複写したもの(白黒で複写したものに限る。)の交付 用紙1枚につき10円</p> <p>イ 少額領収書等の写しをスキャナにより読み取ってできた電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては</p>	<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(326) 略</p> <p>(327) 政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条の16第15項の規定に基づく少額領収書等の写しに係る写しの交付 次に掲げる写しの交付の方法の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア 少額領収書等の写しを複写機により<u>日本工業規格A列4番</u>の大きさの用紙に複写したもの(白黒で複写したものに限る。)の交付 用紙1枚につき10円</p> <p>イ 少額領収書等の写しをスキャナにより読み取ってできた電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては</p>

認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)を光ディスク(日本産業規格 X 0606及び X 6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付 光ディスク 1枚につき30円

ウ 少額領収書等の写しをスキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク(日本産業規格 X 6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付 光ディスク 1枚につき 50円

(328) 政治資金規正法第20条の2第2項の規定に基づく収支報告閲覧対象文書(同法第12条第1項若しくは第17条第1項の規定による報告書、同法第14条第1項(同法第17条第4項において準用する場合を含む。)の規定による書面又は同法第19条の14の規定による政治資金監査報告書をいう。以下同じ。)の写しの交付次に掲げる写しの交付の方法の区分に応じ、それぞれに定める額

ア 収支報告閲覧対象文書を複写機により日本産業規格 A 列 4番の大きさの用紙に複写したもの(白黒で複写したのものに限る。)の交付 交付する用紙 1枚につき10円

イ 収支報告閲覧対象文書をスキャナにより読み取ってできた電

認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)を光ディスク(日本工業規格 X 0606及び X 6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付 光ディスク 1枚につき30円

ウ 少額領収書等の写しをスキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク(日本工業規格 X 6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付 光ディスク 1枚につき 50円

(328) 政治資金規正法第20条の2第2項の規定に基づく収支報告閲覧対象文書(同法第12条第1項若しくは第17条第1項の規定による報告書、同法第14条第1項(同法第17条第4項において準用する場合を含む。)の規定による書面又は同法第19条の14の規定による政治資金監査報告書をいう。以下同じ。)の写しの交付次に掲げる写しの交付の方法の区分に応じ、それぞれに定める額

ア 収支報告閲覧対象文書を複写機により日本工業規格 A 列 4番の大きさの用紙に複写したもの(白黒で複写したのものに限る。)の交付 交付する用紙 1枚につき10円

イ 収支報告閲覧対象文書をスキャナにより読み取ってできた電

磁的記録を光ディスク（日本産業規格 X 0606及びX 6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付 光ディスク1枚につき30円

ウ 収支報告閲覧対象文書をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格 X 6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付 光ディスク1枚につき50円

2 略

磁的記録を光ディスク（日本工業規格 X 0606及びX 6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付 光ディスク1枚につき30円

ウ 収支報告閲覧対象文書をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本工業規格 X 6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付 光ディスク1枚につき50円

2 略

附 則

この条例は、令和元年7月1日から施行する。